

歯科保険医療機関の院内掲示について

□ 歯科初診料注1に規定する基準

当院では、職員への研修、歯科医療機器などの患者さん毎の交換、洗浄・滅菌の徹底など院内感染防止のための対策を講じています。

□ 歯科外来診療感染症対策加算

歯科外来における感染対策に十分な体制・機器を有し、研修を受けた医師が常勤し感染対策に努めています。

設置装置：高圧蒸気滅菌器（オートクレープ）、歯科用吸引装置

□ 歯科外来診療医療安全対策加算

歯科外来における医療安全対策に十分な機器体制を整備しています。研修を受けた歯科医師が常勤しています。

緊急時は院内各診療科とも連携を取り適切に対処を行える体制を整えています。

設置装置：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット

□ 歯科疾患管理料

患者さんと協力してお口の健康状態の継続的な維持管理に努めています。

□ 歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、血圧、脈拍、酸素飽和度など全身的な管理を行いながら歯科治療を行っています。

□ 口腔細菌定量検査

当院では、口腔細菌を測定する分析装置を備えています。

□ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で装着した冠・ブリッジに対して、2年間維持管理を行っております。異常があればご相談ください。

□ 義歯を6カ月再制作出来ない取扱い

入れ歯を新しく作った後は6カ月は新しく作り直すことは出来ません。他院で作られた場合も同様です。紛失等のないようご注意ください。

□ 明細書発行体制等加算

当院は、明細書の発行を行っておりますが、不要な場合はお申し出ください。